

case 18 大阪府

医療施設内における日本国際看護師 (NiNA) の活動

日本国際看護師 (Nippon International Nursing Administrator : NiNA) 認定制度は、国際臨床医学会が認定している制度で、2019年から開始しています。日本の看護師免許を有し、実務経験が5年以上、養成研修を受けて認定試験に合格することが条件です。NiNAの基本的役割は、単なる通訳・翻訳業務に留まらず、医療施設内の多職種と連携し、外国人患者が安全・安心な医療を享受できるよう文化的ギャップの橋渡しの支援を担うこと、および、患者の「自己決定」を支援すること、外部の国際医療コーディネートサービス事業者や医療通訳者とのコーディネートを行うことなどがあります。認定者の数がまだ少ないですが、NiNAとして活動している看護職はウェブサイトに掲載されています。りんくう総合医療センターに勤務するNiNAの土井智恵子さんの活動は、院内では、多言語リソースの作成と整理、人材育成を担当し、地域では外国人に対する苦手意識を解消するための研修などを提供しています。土井さんは、「外国人医療に関しての課題に対して支援の準備があります。まずは問い合わせをし、相談してください。困っている場所から声を上げていただき、NiNAを有効活用してほしい」と述べています。

case 19 東京都

医療分野の先駆的な支援の試み①  
おとなりさん・ファミリーフレンド・プログラム (OFF)

(NPO) アジア人文文化交流促進協会 (JII) は、日本人ボランティア (おとなりさん) とペアを組み、一対一の交流を通じて、日本での生活に慣れ、地域や文化、習慣になじみやすくなるためのコミュニケーションサポートプログラム「おとなりさん・ファミリーフレンド・プログラム (OFF)」を展開しています。マッチングをして、お話し会を経てペアになります。ペアになったら6か月継続し、プログラム終了後は双方の交流を続けるか意思確認をして、その後 OFFの支援はなくなり、普通の友人関係になっていきます。「いつでも、どこでも、気軽に知りたいことを聞ける」のが OFFの良い点です。OFFによって日本人と話すことに自信がついて就職につながったり、子育てのちょっとした疑問が解消できたりということもあります。いずれは外国人自身も自然に「おとなりさん」になっていくことを目指しています。JIIの事務局長を務める楊 森さんは、「OFFのようなプロジェクトをはじめなくてもできることとしては、まずは多文化共生についてなどの研修会を企画し、外国人支援ボランティアに興味のある人を募るという方法があります。そこでキーパーソンとなる人を探し、外国人が質問できるような人材を増やしていくということがよいと思います」と述べています。

case 20 三重県

医療分野の先駆的な支援の試み②  
大学病院と国際交流財団の連携による医療通訳派遣

2002年に三重県に医療通訳の検討会が設置され、医療通訳事業がスタートしました。その後三重県国際交流財団 (MIEF) が医療通訳者の育成、派遣事業を行い、そのなかの一人であるワキモト隆子さん (ポルトガル語担当) が2009年に大学法人三重大学医学部附属病院に日本で初めてのフルタイムの医療通訳者として採用されました。その後、スペイン語担当者も雇用され、院内の通訳を担当しているだけでなく、医療通訳者との協働についての研修も行っています。院内では、ポケットクや MELONなどの通訳機器を活用しており、2019年からは、スペイン語、ポルトガル語以外について遠隔通訳のシステムも導入しています。附属病院のワキモトさんは、「外国人が医療にアクセスしやすくするための支援は、病院に持参するものや診察費用などを事前に把握できるように多言語で提示するとともに、相談可能な窓口を紹介するとよいと思います」と述べています。また、MIEFの宇藤美帆さんからは、以下のようなアドバイスをいただきました。「医療通訳者の育成や派遣システムを構築するのは時間を要するため、医療通訳を導入する場合は、まずは医療通訳会社への委託からスタートすることもあり得ると思います。外国人からの相談で医療は2番目に多く、内容は医療通訳者がいるかどうかの確認です。三重県に医療通訳者がいることを知って引っ越してきた人もいます。それは安心して過ごせること、日本人と同じ医療が受けられるということが理由です。これからは外国人に選ばれる地域にしていくことが大切です。そのことにより人が集まり地域が発展していきます」。

(3) 母子保健と支援方法

医療通訳の依頼は、産婦人科からの依頼が圧倒的に多いとされています。産婦人科では、母子という二つの命を同時に扱う必要があることや、妊婦健康診査 (以下、妊婦健診) における追加検査や出産費用が自費負担となること、日本人であっても訴訟が発生しやすい領域であることなどの理由から、言葉や文化の異なる外国人患者においては、より丁寧な説明と同意のプロセスが重要とされています。ここでは、産婦人科に関連する状況と支援方法について説明します。

① 妊婦健診

妊婦健診の適切な間隔や回数については、十分なエビデンスはありません (National Institute for Health and Care Excellence, 2021)。妊婦健診の回数は国によって異なりますが、日本では厚生労働省の通達より14回程度が推奨されています (厚生労働省:妊婦に対する健康診査についての望ましい基準)。母子の健康を維持し、異常を早期に発見するためには定期的な受診が必要ですが、十分に理解が得られない場合、受診につながらない可能性があります。また、母子健康手帳には重要な記録が記載されることや、補助券があるため、これらが交付されることについての理解も必要です。これらについては、7言語での説明動画が公開されています。さらに、10言語で提供されている母子健康手帳とリーフレット、そして現場での課題を調査して作成された「ママと赤ちゃんのサポートシリーズ」という18言語の冊子も利用可能です。これらを支援ツールとしてぜひご活用ください。